社債権者集会招集公告

社債権者各位

株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー（以下「発行会社」又は「優先貸付人」という。）が有限会社熱海ビーチライン（以下「借入人」という。）との間で二〇〇七年七月十一日付で締結した金銭消費貸借契約（同契約に基づく貸付を、以下「優先ローン」という。）に基づく貸付債権の回収のための資金調達スキーム（以下「本リファイナンスプラン」という。また、本リファイナンスプラン中の「リファイナンスプランⅠ」及び「リファイナンスプランⅡ」を、それぞれ、以下「一案」及び「二案」という。）が、二〇一三年五月三十一日付でシティグループ証券株式会社及びシティバンク銀行株式会社より後記五記載の社債管理者宛に提出されておりますが、本リファイナンスプランの承認に関して、左記のとおり発行会社が発行した株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回A－2号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「A－2号社債」という。）、株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回B号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「B号社債」という。）及び株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回C号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「C号社債」という。）（個別に又は総称して、以下「本社債」という。）の各社債権者集会（個別に又は総称して、以下「本集会」という。）を開催しますので公告します。

本集会において議決権を行使する場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第八十六条第一項及び第二項の規定に基づく提示のため、各本社債に係る振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」という。）を、二〇一三年七月二十三日までに到着するよう後記五の送付先にご送付下さい。なお、本集会に出席する場合は、当日、当該証明書（右記の送付により、当日に提示があったものとみなされる。）及び本人確認書類の提示、及び代理人ご出席の場合は更に委任状の提示が必要です。

当日出席できない場合は、右記要領による証明書の提示及び議決権行使書面を提出することにより議決権を行使することができます。

かかる場合は、二〇一三年七月三十日午後五時までに議決権行使書面を後記四の送付先にご送付下さい。

記

（A－2号社債）

一　日　時　平成二十五年七月三十一日（水曜日）
　　午後一時〇〇分

二　場　所　東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二二階
　　シティバンク銀行株式会社　会議室

三　会議の目的たる事項
　　左記の議案一乃至五のとおり

（B号社債）

一　日　時　平成二十五年七月三十一日（水曜日）
　　午後二時〇〇分

二　場　所　東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二二階
　　シティバンク銀行株式会社　会議室

三　会議の目的たる事項
　　左記の議案一乃至五のとおり

（C号社債）

一　日　時　平成二十五年七月三十一日（水曜日）
　　午後三時〇〇分

二　場　所　東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二二階
　　シティバンク銀行株式会社　会議室

三　会議の目的たる事項
　　左記の議案一乃至五のとおり

議案一　一案に関連する本社債の社債要項の変更の件

右記議案は、本社債に適用される本社債の社債の要項（以下「本社債要項」という。）について、一案において予定される借入人による新規借入（以下「本新規借入」という。）に係る借入日（以下「本借入日」という。）付にて、一案に関連して必要な変更を行うために提出される。当該変更に関する事項の大要は次のとおり。

①A－2号社債を本借入日の翌営業日付で全額期限前償還し、あわせて同日時点におけるA－2号社債の未払利息全額を支払う旨の変更を行い、②B号社債及びC号社債の延長償還期日を本借入日の五年後に到来する返済日（以下「満期日」という。）にする旨の変更を行い、あわせて同日時点におけるB号社債及びC号社債の未払利息全額を本借入日の翌営業日付で支払う旨の変更を行い、③本借入日の翌営業日の翌日以降のB号社債及びC号社債の利率を年率〇・五パーセントとする旨の変更を行い、④本新規借入に係る貸付契約（以下「本新規貸付契約」という。）に基づく全ての債務の履行を完了するまでの間は、本社債要項二一項一〇号は適用されず、B号社債及びC号社債はその期限の利益を喪失しない旨の変更を行うこと。

なお、議案一、二及び三（以下「一案に関する議案」という。）は、その全てが承認されること及び他の各本集会又はアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド（以下「メザニン貸付人」という。）が発行したアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド第一回無担保社債（責任財産限定特約付・少人数投資者向け）（以下「メザニン社債」という。）の社債権者集会（以下「メザニン集会」という。）のいずれにおいても一案に関する議案（メザニン社債については、当該議案と同等の内容を含む全ての議案とする。以下同じ。）が全て承認されることを条件として承認されるものとし、かかる条件のいずれかが充足されない場合には、一案に関する議案のいずれも承認されないものとする。

議案二　一案に関連する社債管理者の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認の件

右記議案は、発行会社が当事者となっている責任財産（本社債要項一六項に定義される。以下同じ。）に関連する契約の内容もしくは当事者を本借入日付で変更し又は同日付で新たな契約を締結し、発行会社及びその他の関係当事者の間で締結された二〇〇七年七月二十四日付債権者間協定書（以下「債権者間協定書」という。）別紙三に定める事項ついて発行会社が同意することに関連して必要な社債管理者の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認を得るために、本社債要項二六項三号に基づき提出される。当該事項に関する事項の大要は次のとおり。

①本借入日付で借入人から発行会社に対して金五五億円の限度で優先ローンの期限前弁済が行われ、あわせて本借入日の翌営業日時点におけるA－2号社債、B号社債及びC号社債の未払利息全額と同額の利息が借入人から優先貸付人に対して支払われること、②優先貸付人のために担保権が設定されている責任財産に関して、本新規借入に係る貸付人（以下「本新規貸付人」という。）のためにも担保権が設定され、当該担保権の順位は、本新規貸付人、優先貸付人、メザニン貸付人の順になること、但し、優先貸付人及び株式会社グランビスタホテル&リゾート（以下「賃借人」という。）の間で締結された二〇〇七年七月二十四日付動産譲渡担保契約に基づく譲渡担保権は解除され、新たに本新規貸付人のために当該譲渡担保権と同様の譲渡担保権が設定されること、③債権者間協定書第一条乃至第五条に規定する支払順位その他の優先順位その他債権者間協定書に関する一切の事項に関して本新規貸付人が優先貸付人よりも上位となり、また、優先する権利を取得すること、④当初資本的支出及び修繕費用として一定額（五億円から五億五千万円程度を想定しております。）が本借入日にリザーブされること、借入人及び賃借人の間で締結された二〇〇二年五月二十三日付賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づいて支払われる賃料が、概ね、借入人の所有する道路（以下「本道路」という。）の維持管理費用及び借入人の維持管理運営費用等（賃借人の報酬及び社債に関する費用を含む。）の支払及びリザーブ、一定額（年間九千五百万円から一億一千万円程度を想定しております。）を超える期中資本的支出及び修繕費用、本新規貸付人に対する未払金、費用、利息及び元本、本道路の通行料収入の一七・五パーセントを上限とする賃借人の追加報酬、B号社債の社債権者に対する未払金、費用、利息及び元本、C号社債の社債権者に対する未払金、費用、利息及び元本、貸付元利金支払リザーブ、当該リザーブが二億五千万円以上となった場合におけるメザニン貸付人に対する未払金、費用、利息及び元本の順序で積み立てられ、支払われること、⑤賃貸借契約に規定する一年間の最低控除額を減額に向けて調整すること、⑥本借入日から三年を経過した日から満期日の六ヶ月前の日までの期間についてメザニン社債の社債権者が、満期日の六ヶ月前の日から三ヶ月前の日までの期間についてC号社債の社債権者が、満期日の三ヶ月前の日から満期日までの期間についてB号社債の社債権者が、満期日の翌日以降の期間について本新規貸付人が、それぞれ借入人に対する各貸付債権の回収のための資金調達（リファイナンス及び借入人が有する資産の売却による資金調達を含む。）の方法及び内容を決定する権限を有すること、⑦債権者間協定書に規定するメザニン貸付人エージェント（債権者間協定書に定義される。以下同じ。）の業務及び借入人の借入に係る期限の利益喪失事由の有無を判断する業務等を本新規貸付人のために行う「スーパーシニアエージェント」、これらの業務等を優先貸付人のために行う「シニアエージェント」（なお、各本集会及びメザニン集会のいずれにおいても一案に関する議案が全て承認され、かつ、メザニン貸付人エージェントが承諾